

## 江東区こども・子育て支援事業計画について

### 1 こども・子育て支援事業計画とは

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられ、すべての区市町村が定めている計画です。区は、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」及び「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定しています。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」としても策定されています。

また、本計画は、区の最上位計画である「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」のうち、こども・子育てに関する部門別計画として策定し、関連する他の部門別計画との整合を図り、一体的・総合的に計画を推進し、教育・保育の場の確保や地域の子育て支援の充実を図ってきました。

現行計画は第二期の計画であり、期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間としています。

### 2 事業の体系について

計画において、事業については以下のとおりの体系となっています。

#### 1. 教育・保育事業

#### 2. 地域子ども・子育て支援事業

- (1)利用者支援事業
- (2)時間外保育事業(延長保育事業)
- (3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (4)子育て短期支援事業
- (5)乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)
- (6)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7)地域子育て支援拠点事業
- (8)一時預かり事業  
(在園児対象型/預かり保育)(在園児対象型を除く)
- (9)病児保育事業
- (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (11)妊婦健康診査
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体の参入促進事業

## [1]教育・保育事業

幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。保護者の就労状況等により3つの認定区分があり、この認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

### <教育・保育区分>

#### (1)教育標準時間認定 1号(3～5歳)

対象：専業主婦(夫)家庭(※1)、就労時間短家庭

該当施設：認定こども園・幼稚園(※2)

(※1 共働きでも幼稚園での教育を希望する場合は1号認定を受けます。)

(※2 子ども・子育て支援新制度に移行している園、移行していない園(施設型給付の対象となる教育施設として確認を受けていない園)があります。)

#### (2)保育認定 2号(3～5歳)

対象：共働き家庭等

該当施設：認可保育所(認定こども園含む)・認可外保育施設

#### (3)保育認定 3号(0～2歳)

対象：共働き家庭等

該当施設：認可保育所(認定こども園含む)・地域型保育(※3)・認可外保育施設

(※3 0～2歳児を対象とした施設で、小規模保育(利用定員6人～19人)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。)

## [2]地域子ども・子育て支援事業(13事業)

子ども・子育て支援法第59条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定されています。

### (1)利用者支援事業

#### 【事業概要】

- ◇ こども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。
- ◇ 利用者支援や関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」(子ども家庭支援センター)、利用者支援のみを行う「特定型」(保育園ナビゲーター：本庁・豊洲特別出張所)、妊娠期から子育て期にわたる総合的な切れ目のない支援を行う「母子保健型」(保健相談所)の3類型があります。

### (2)時間外保育事業(延長保育事業)

#### 【事業概要】

- ◇ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【事業概要】

◇保護者が就労等により日中家庭にいない世帯の児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健やかな育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

(4) 子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

【事業概要】

◇保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

◇施設で預かる「施設型」と協力家庭員の自宅で預かる「在宅型」があります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児・産婦訪問指導事業)

【事業概要】

◇生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業概要】

◇養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言に基づく家事支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◇子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の者による要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◇江東区では、地域子育て支援拠点事業として「子育てひろば」を行うほか、「マイ保育園ひろば」、「かんがるーひろば」を実施しています。

(8)-① 一時預かり事業(在園児対象型/預かり保育)

【事業概要】

◇文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、幼稚園は 1 日の教育課程に係る教育時間は 4 時間を標準として運営していますが、子育て支援の一環として、

通院・介護などの保護者のニーズに応えるため、教育時間後に預かり保育を実施します。

**(8)-② 一時預かり事業(在園児対象型を除く)**

**【事業概要】**

- ◇ 保護者の入院や通院、親族の看護などで、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。
- ◇ 江東区では、一時預かり事業として「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、「リフレッシュひととき保育」、「ファミリー・サポート事業」を実施しています。

**(9) 病児保育事業**

**【事業概要】**

- ◇ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
- ◇ 令和元年度において、医療機関併設型 2 施設、保育所併設型 2 施設、単独型 1 施設を開設しています。

**(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート事業)**

**【事業概要】**

- ◇ 就学児に対する送迎等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

**(11) 妊婦健康診査**

**【事業概要】**

- ◇ 江東区に居住する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

**【事業概要】**

- ◇ 認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業で、公費による補助を行い低所得者の負担軽減を図るものです。

**(13) 多様な主体の参入促進事業**

**【事業概要】**

- ◇ 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。
- ◇ 子育て安心プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図るものです。

### 3 その他

#### <計画記載事項の用語説明>

- ・【量の見込み（ニーズ量）の算定方法（国が定める標準的な計算方法）】  

$$= \text{【対象人口】} \times \text{【潜在家庭類型割合】} \times \text{【利用意向率】} = \text{ニーズ量}$$
- ・【家庭類型】＝対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」（8種類）のタイプがある

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）
C ‘ (パート短時間)	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 64 時間未満+64 時間～120 時間の一部）
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上+64 時間～120 時間の一部）
E ‘ (パート短時間)	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月 6 4 時間未満+64 時間～120 時間の一部）
F	無職×無職

- ・【潜在家庭類型割合】＝現在の家族類型に、今後の母親の就労希望や教育・保育の利用状況・利用希望を勘案した類型の割合
- ・【利用意向率】＝ニーズ調査をもとにした幼稚園、認可保育所等の施設利用意向の割合
- ・【保育園ナビゲーター】＝保護者のきめ細かいニーズを把握し、様々な保育サービスを適切に選択、円滑に利用できるよう、保育サービスに関する情報の集約・提供、相談対応を行う専門の相談員
- ・【江東きつずクラブ】＝学校施設などを利用し、放課後等に児童が安全で安心して過ごすことができる居場所・生活の場（放課後児童クラブ）
- ・【マイ保育園ひろば】＝江東区の保育園が、在宅で子育てしている方のために、遊び場の提供や季節のイベント、子育て相談などを行う子育て支援地域活動
- ・【かんがるーひろば】＝区立幼稚園 18 園で、未就園児親子を対象とした親子登園を実施している
- ・【非定型一時保育】＝在宅で保育をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労、親族の看護などの理由で、お子さんの保育ができないときに、認可保育室の一時保育室で一時的にお預かりする制度
- ・【緊急一時保育】＝普段在宅で保育をしているご本人の出産や病気・けがによる入院、ご家族の入院の看護及び付き添い、または裁判員に選出された場合などの理由で、一時的にお子さんの保育ができないときに、保育園などでお預かりする制度

- ・【リフレッシュひととき保育】＝在宅で子育てをしているお子さんを一時的に子ども家庭支援センターでお預かりする事業。なお、令和2年度からは、児童館一時保育サービスの実績を含む。保護者のリフレッシュを目的としているため、理由を問わず利用できる制度

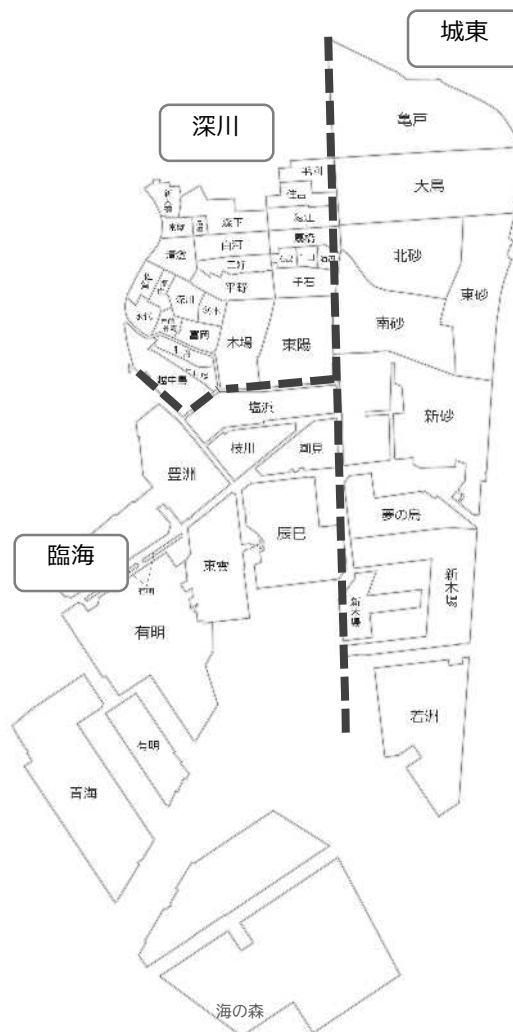
### <区域設定>

国の基本指針では、教育・保育等の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域」を定めることとしています。また、提供区域の設定にあたっては、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本区においては、保育事業（2号認定・3号認定）は地区ごとの人口動態やこどもの人口の増減、保育施設等の社会資源の状況に差が生じているため、それぞれの地区によって柔軟な教育・保育の基盤整備が行えるよう、提供区域を深川・城東・臨海（豊洲特別出張所管内）の3区域に設定しています。

教育事業（1号認定）及び地域子ども・子育て支援事業については、区全体をひとつの提供区域として設定しています。

図表 教育・保育の提供区域



### 【江東区における区域設定】

<b>1号認定</b> ・3歳以上で幼稚園等での教育を希望	幼稚園については、居住地区を越えて通園する場合も多いことなどから、区全体を一つの区域として設定
<b>2・3号認定</b> ・0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	地理的条件や人口などを勘案しつつ、地域における保育需要を踏まえた対応を図るため、3区域に設定
<b>地域子ども・子育て支援事業</b>	居住地区を越えた施設の広域利用が想定されることなどから、区全体を一つの区域として設定